

当事務組合職員の新型コロナウイルス感染に係る公表の見直しについて

当事務組合職員が新型コロナウイルスに感染していることが確認された際の公表について下記のとおり見直すこととしますので、お知らせいたします。

記

1, 公表

(現行)

職員の陽性が確認される都度、事務組合ホームページにて公表

(見直し後)

原則として、公表は行わないこととします。

ただし、クラスターの発生が疑われる場合や濃厚接触者の特定が不可能で広く住民へ注意喚起が必要となる場合、消防業務に支障をきたす場合等、住民への周知が必要と判断する特別の事情がある場合は、これまでと同様に公表します。

2, 実施時期

令和4年7月19日から

【担当】 弘前地区消防事務組合

消防本部 総務課

直通電話：0172-32-5102